

平成22年度 標茶町各会計予算の概要

(単位：千円)

会 計 別	補正前予算額 (A)	3月補正額 (B)	補正後予算額 (C) = (A) + (B)	
一 般 会 計	11,417,610	94,660	11,512,270	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	1,259,023	△5,058	1,253,965
	下 水 道	740,968	197,904	938,872
	老 人 保 健	2,020	0	2,020
	介 護 保 険	1,306,132	1,433	1,307,565
	後 期 高 齢 者 医 療	95,238	0	95,238
合 計	14,820,991	288,939	15,109,930	

(△は減額)

《企業会計》

(単位：千円)

病 院 事 業	歳入	1,138,427	0	1,138,427
	歳出	1,247,535	0	1,247,535
上水道事業	歳入	375,581	△ 34,490	341,091
	歳出	384,817	△ 28,410	356,407

(△は減額)

(単位：千円)

区 分	主な補正予算	事業費	内 容
総 務 費	地上デジタル放送中継局整備事業	△11,635	
	財政調整基金積立金	100,000	
	減債基金積立金	105,069	
	町有施設整備基金積立金	40,000	
民 生 費	国民健康保険事業事業勘定特別会計繰出金	38,050	
	介護保険事業特別会計繰出金	△12,274	
	子ども手当	△10,461	
衛 生 費	手数料	△4,000	がん検診
	富士見台火葬場設計委託	△6,829	
	上水道事業会計出資金	△14,000	
	上水道事業会計貸付金	△9,300	
農林水産業費	農林漁業振興資金貸付基金繰出金	△20,000	
	畜産担い手育成総合整備事業	5,994	茶安別、標茶東部地区
	基金間伐事業	10,385	補助金
	特定間伐等促進事業	△10,418	
土 木 費	交付金事業（虹別ふ化場線）	△16,498	
	町営住宅建設事業	△10,284	麻生団地
消 防 費	釧路北部消防事務組合負担金	△7,315	
教 育 費	小学校備品整備	△2,500	
	中学校備品整備	△3,300	
諸 支 出 金	下水道事業特別会計繰出金	△5,455	
職 員 費	職員給与費	△11,053	給料、手当ほか

(△は減額)

補正予算が可決

第1回定例町議会において、平成22年度各会計の補正予算が可決されました。一般会計の補正予算は、基金への積立、国民健康保険事業事業勘定特別会計への繰出、人件費の減額などで9千466万円を追加し、予算額は115億1千227万円となりました。そのほか各会計の補正予算額および一般会計の主な補正内容は次のとおりです。

よろしく お願いします



3月に開催された第1回定例町議会で、副町長に森山豊氏が選任同意され、3月19日に就任しました。

副町長 森山 豊 氏

森山氏は釧路江南高校を卒業。昭和55年から標茶町役場へ勤務。以来振興課長、住民課長などを歴任の後、平成19年より企画財政課長として勤務しました。

固定資産課税台帳の縦覧制度について

固定資産課税台帳の縦覧制度は、土地、家屋の評価額などを確認していただくため関係者が縦覧できる制度です。

自己所有の土地や家屋の評価額が他の土地や家屋の評価額と比較して適正かどうかを確認することができ、評価額と評価額の比較という目的以外の閲覧はできません。

また、プライバシー保護のため、例えば「〇〇さん所有の土地（あるいは家屋）」という形で閲覧申請はできませんが、「常盤〇〇丁目〇〇番」というようにその物件の所在等が分かると閲覧申請ができますので、あらかじめ調べてから申請していただくようお願いいたします。

なお、縦覧制度は、「固定資産課税台帳の閲覧」という形で法定化され、毎年4月1日から閲覧できます。

■手数料／縦覧期間内は無料（それ以降1回100円）

■縦覧期間／4月1日～6月1日（土・日曜日、祝日は除く）、午前8時45分～午後5時30分

■縦覧場所・問い合わせ／役場税務課税務係

（1階⑧番窓口 ☎485-2111内線152）

確定申告が 間違っていた ときは

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。もう一度確認してみてください。

税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求書」を提出し正しい税額への訂正を求むことができます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは、「修正申告書」を提出し正しい税額に修正してください。

また、確定申告書を提出しなければならないのに忘れていたときは、速やかに確定申告書を提出してください。

詳しくは、下記へ問い合わせください。

■問い合わせ／

- 釧路税務署（☎0154-31-5100）
- 国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）

個人住民税の 申告が必要です

個人住民税は、1月1日に本町に住所がある方に、均等割および所得割の合計額を課税しています。

そのため、本町の1月1日現在（賦課期日といいます。）における納税義務者や課税標準額を確定するため、原則として、毎年3月15日までに申告書を提出しなければなりません。

所得が確定できないと、「所得に関する証明書（所得証明書、課税証明書および非課税証明書など）」の発行ができない場合があります。なお、申告義務が免除される場合がありますので、事前に下記まで連絡してください。

また、次の方は個人住民税の申告書を提出したものとみなしますので、改めて申告書を提出する必要はありません。

☆前年分の所得税について「所得税の確定申告書」を提出した場合は、その日に個人住民税の申告書を提出したものとみなします。個人住民税で付け加えて記入した事項は、すべて個人住民税の申告書に記載されたものとみなします。ただし、所得税では、確定申告書の提出をしなくても良い場合がありますが、住民税では申告書の提出が義務付けられています。

※1月2日以降に亡くなった方にも、個人住民税の納税義務がありますので、相続人の方が申告を行う必要があります。

※当初課税までに所得などが確定できない場合は、後日個人住民税申告の依頼通知をします。

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑧番窓口 ☎485-2111内線154）